

まちづくり条例等に基づく手続の流れ

【事業者】土地取得

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例

【事業者】京都市に開発事業の構想の届出（設計等に着手する前） ※様式は別紙5参照

【京都市】届出書の公告・縦覧（2週間）

【事業者】現地に看板掲示+ビラ配布で説明会開催を周知（縦覧期間内，説明会の1週間前）

【事業者】説明会開催（縦覧期間内）

【事業者】京都市に説明会の報告（縦覧期間後1週間以内）

【市民】京都市に事業者に対する意見書の提出（公告から3週間以内）

（意見書の提出がない場合）

【事業者】京都市に見解書の提出

【京都市】見解書の公表（ホームページへの掲載，資料の閲覧等）

【市民】京都市に見解書の再説明の要求（公表から2週間以内）

【京都市】事業者に見解書の送付

【事業者】説明を要求された方への個別説明や説明会の実施等（公表から4週間以内）

【事業者】京都市に要求に対する説明対応の報告

<手続終了>

<手続終了>

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例 ※景観及び開発の手続開始は同時点から

【事業者（建築主）】事前公開標識設置（建築確認の申請等を行う27日前まで）

【事業者（建築主）】京都市に事前公開内容の届出

【事業者（建築主）】近隣住民に説明

【周辺住民】事業者に説明の要求

（説明の要求がない場合）

【事業者（建築主）】周辺住民に説明

【事業者（建築主）】京都市に近隣説明の報告（確認等の申請を行う20日前まで），周辺説明の報告

<手続終了>

【事業者】建築確認申請等